

公益財団法人一新会 役員及び評議員の報酬並び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人一新会(以下「本会」という。)定款第13条及び28条の規程に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13

号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費(宿泊費を含む。以下同

じ。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤の役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤の役員等に支給する報酬月額及び支給の方法等は、別に評議員会において定める。

3. 常勤の役員等には、役員賞与は支給しない。

4. 常勤の役員等の退職に当たり、別に評議員会で定めるところにより、退職慰労金を支給することができる。

5. 非常勤の役員等は、無報酬とする。ただし、理事会及び評議員会に出席した役員等については、1回当たり1万円を限度として支給することができる。

6. 前項の規定による支給ならびに金額の変更には評議員会で決議する。

(費用の支給)

第4条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の費用のうち通勤手当及び旅費の計算方法は、通勤手当については公益財団法人一新会職員給与規程の例により、旅費については公益財団法人一新会旅費規程によるものとする。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1、この規程は、本会の公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2、当分の間、本会の役員等は全て非常勤とする。